公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第３４号
京都府亀岡市千代川町小林下戸４番地２
債務者　加藤良株式会社
代表者代表取締役　大石　浩士
１　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　由希子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月14日午後１時30分
京都地方裁判所園部支部破産係

令和８年（フ）第１２７５号
北海道江別市向ヶ丘56－９
債務者　合同会社ふれ愛
代表者代表社員　山田　晃平
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木将司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月20日午前11時
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２５０号
沖縄県宜野湾市我如古二丁目１番14号
債務者　イーゴス株式会社
代表者代表取締役　榮　　政則
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高木　吉朗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月21日午前11時45分
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第３７７８号
さいたま市大宮区桜木町２丁目３番地大宮マルイ７階
債務者　株式会社リコサポート
代表者代表取締役　田村　秀一
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前田　敏洋
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月26日午後１時50分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７７９号
東京都中央区日本橋３丁目２番14号新槇町ビル別館第一１階
債務者　株式会社ジノワークス
代表者代表取締役　田村　秀一
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前田　敏洋
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月26日午後１時50分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１８６号
三重県津市寿町４番20号
債務者　株式会社森清
代表者代表取締役　森　　久宏
１　決定年月日時　令和８年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三浦　敏秀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月28日午前11時
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１７２８号
愛知県あま市七宝町秋竹杁先772番地
債務者　株式会社宝竹
代表者代表取締役　伊藤　秀哲
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮　　博則
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月５日午前10時40分
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９３号
愛媛県伊予郡砥部町重光206番地１
債務者　株式会社フラットカンパニー
代表者代表清算人　西田　　崇
１　決定年月日時　令和８年８月12日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤本　隆英
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午後２時30分
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１９３９号
名古屋市南区泉楽通３丁目６番地
債務者　株式会社誠友工業
代表者代表清算人　蜂谷　　誠
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木河　賢二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月17日午後２時20分
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第８１１号
京都市山科区勧修寺東金ケ崎町64番地20
債務者　株式会社田中電機
代表者代表取締役　田中　　剛
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本菜穂子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月18日午前11時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８２８号
京都市北区大将軍川端町21番地
債務者　株式会社ヌルール
代表者代表取締役　シェイク教子
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　後藤　真孝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月２日午前11時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１９８０号
神奈川県横須賀市衣笠栄町１丁目70番地
債務者　有限会社いづみや
代表者代表取締役　三堀　純一
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今井　史郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月９日午後２時30分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和７年（フ）第４７７号
沖縄県浦添市字前田978番地１　マンション浦幸　202
債務者　新垣　健次
１　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　寺田　明弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月21日午前10時15分
５　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１０１８号
千葉市花見川区幕張町５丁目431－５　シャイン幕張201、住民票上の住所愛知県海部郡蟹江町平安１丁目80番地５
債務者　山廣　　久
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤岡　康友
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月14日午前11時
５　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第３１１号
鹿児島市田上台２丁目46番10号　天神ＭＫビル201号
債務者　津﨑　愛沙
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田上　公洋
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月14日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係